



## 消費者庁／中央合同庁舎 第4号館

〒100-8958 千代田区霞が関3-1-1  
電話 03-3507-8800 (大代表)

### アクセス

- 丸の内線・千代田線・日比谷線「霞ヶ関駅」A13出口 徒歩5分
- 丸の内線・千代田線「国会議事堂前駅」4出口 徒歩5分
- 銀座線「虎ノ門駅」6出口 徒歩5分

<https://www.caa.go.jp>



消費者ホットライン188イメージキャラクター イヤヤン

イヤヤンは「泣き寝入りは超いやや」が口癖の蝶々です。全国を旅して危険な製品でケガをした人や強引な勧誘に困っている人を見かけると、消費者ホットライン188を教えています。188にダイヤルし、問題を解決出来た人が、蝶のように羽ばたく姿を見るのが大好きです。

困ったときは一人で悩まずに、  
「消費者ホットライン」188に御相談ください。

地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を御案内します。

いっしょに  
**188泣き寝入り!**と覚えてね

※お電話でのお問合せが困難な方におかれましては、メール・FAX等による相談を受け付けている場合もありますので、お住まいの地方公共団体の消費生活相談窓口までお問合せください。



消費者庁  
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

# 消費者が主役の社会へ



Consumer Affairs Agency

# Message

消費者庁長官からのメッセージ

消費者庁は、食品表示の偽装問題への対応など、各省庁縦割りになっている消費者行政を統一的・一元的に推進するため、強い権限を持つ新組織として、2009年(平成21年)9月に発足しました。それから16年以上が経過する中で、所掌する業務の範囲や人員は拡大し続けてきましたが、中央省庁の中ではまだ新しく、小規模な組織です。

小規模というと、漠然とネガティブなイメージを抱く方もいるかもしれませんが、逆にそれが消費者庁の魅力的な持ち味となっています。消費者庁では幹部と若手の距離が近く、年次が低くとも活躍のチャンスがあります。風通しの良さや一体感の醸成も巨大な組織よりつくり出しやすいことを実感しています。

消費者庁の魅力はほかにもあります。消費者行政は職員一人一人の普段の生活にも密接であるがゆえ、そこでの気づきを政策に反映しやすいという面白さとやりがいがあります。また、消費者庁採用の職員以外に、他省庁からの出向者、民間企業経験者、弁護士といった様々なバックグラウンドをもつ多様な職員で構成されているがゆえ、多角的な視点で政策を議論することができ、自分自身の視野を広げ、専門性や知見を深めることができます。

国民は、全てが例外なく消費者であり、誕生して一生を終えるまで商品やサービスを消費し続ける存在です。家族・パートナー・友人など、大切な人たちははじめとし、日本国民の消費の安全・安心を守りたい。そのような熱い想いを共有できる皆様と一緒に働けることを楽しみにしています。



消費者庁長官

堀井 奈津子

Horii Natsuko

## INDEX 目次

### Chapter 01

Top Message  
消費者庁長官からのメッセージ ..... p02

Outline of the Organization  
組織図・使命・消費者庁の業務概要 ..... p04

### Chapter 02

Topic  
消費者庁職員紹介 ..... p06

Focus  
特集

Consumer Education  
消費者教育推進課 ..... p12

Representation Division  
表示対策課 ..... p14

Counselor for Whistleblower Protection and  
Consumer-Business Partnerships  
参事官(公益通報・協働担当) ..... p16

### Chapter 03

Voices of New Staff  
若手職員アンケート ..... p26

Message from Proper Staff  
職員アンケート ..... p28

A Message from the Director for Personal Affairs  
人事企画室長からのメッセージ ..... p30

Recruit Information  
採用案内、勤務地、Q&A ..... p31

A day in the Life of Proper Staff  
プロパー職員の1日 ..... p18

Work Life Balance  
ワークライフバランス ..... p20

Career Story  
キャリアパス ..... p22

Voices of Seconded Staff  
他省庁出向職員の声 ..... p24

Studying Abroad  
海外留学体験談 ..... p25

## 消費者庁の使命

消費者行政の「舵取り役」として、消費者が主役となって、安心して安全で豊かに暮らすことができる社会を実現する。

### 消費者庁職員の行動指針

私たちは、消費者庁の使命を実現するため、以下の指針に則って行動します。

- 消費者・生活者の視点に立ち、国民全体の利益を考えます。
- 自らの仕事に誇りを持ち、強い責任感と高い志を持って職務を遂行します。
- 便利で分かりやすい情報を提供しよう心懸け、コミュニケーションを重視します。
- 専門性を向上させるため、日々、知見の獲得・深化に努め、その成果を具体的な結果として示します。
- 困難な課題であっても、できる方法を考え、挑戦し続けます。

### 消費者庁の任務と組織

消費者庁は、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うことを任務として、平成21年に内閣府の外局として発足しました。発足時の定員は202名でしたが、直面する政策課題は年々増大しており、現在定員は478名、10課2参事官体制となっています(令和8年1月1日時点)。組織は、庁全体の総合調整、人事、会計など官房機能を担う部門、政策や制度の企画立案を行う部門、個別事案に対する法執行を担う部門などから成り立っています。

## 消費者庁の組織 (令和8年1月1日現在)



## 3分で分かる消費者庁

## 消費者庁の主な仕事

### 01 消費者政策の推進に向けて

政府全体の消費者政策を計画的・一体的に推進するため、消費者政策に関する基本的な計画を策定します。策定した計画の検証・評価を毎年行います。

### 02 消費生活の制度・環境作り

消費者契約の取消や条項の無効といったルールや消費者被害を集団で回復することができる制度等、消費生活に関し消費者利益の擁護・増進を図る基本的な制度・環境作りを進めます。



### 03 自立した消費者の育成と消費者市民社会の実現

消費者教育の推進に関する法律に基づき設置した消費者教育推進会議等を活用して、消費者教育を総合的かつ一体的に推進します。また、食品ロス削減などのエシカル消費の普及啓発に取り組んでいます。



### 04 地方消費者行政の現場を支える

消費生活の「現場」を支える地方を支援して、困っている消費者の手助けをします。関係機関等の中で消費生活相談等により得られた情報を共有しながら、高齢消費者等を消費者被害から守るための地域作りを支援します。

### 05 安全な暮らしのために

行政機関・事業者等から、事故情報を一元的に集約し、閲覧・検索できるよう事故情報データベースで公開しています。消費者への生命身体被害の発生や拡大を防ぐため、必要な対策をとりまします。食品安全に関するリスクコミュニケーションや情報発信を促進します。

### 06 事故から教訓を得て繰り返さない

消費者庁に設置された消費者安全調査委員会により、生命・身体被害に関する消費者事故の原因究明を行い、事故の再発を防止し、消費者被害の拡大を食い止めます。

### 07 悪質商法などから消費者を守る

悪質商法などに対応して、特定商取引法や不当寄附勧誘防止法などの法律を厳正に執行します。消費者安全法に基づき、財産被害に関する情報を一元的に集めて分析し、消費者に対する注意喚起等を行います。取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売における取引の適正化、消費者の利益保護を図るため、必要な措置を講じます。



### 08 より良い商品・サービスを安心して選ぶために

偽装表示などに対応して、景品表示法などの法律を厳正に執行します。事業者に適正な表示を促すための法制度作りを行います。

### 09 食品を安心して選ぶために

消費者に必要で分かりやすい食品表示制度の運用に努めます。



### 10 消費生活の動向に関する調査と国際連携

消費生活の動向に関する調査や消費者政策などの情報を取りまとめて消費者白書として公表し、消費者問題や消費者政策に対する消費者の理解促進に努めます。グローバル化する消費者問題へ対応するため、国際的な連携を推進しています。

### 11 消費者・事業者との連携・協働に向けて

消費者志向経営を推進します。公益通報者保護制度の普及推進に努めます。公共料金等の新規設定・変更に際して、消費者利益を擁護する観点から所管省庁と協議などを行います。物価動向等を把握し、必要に応じて措置を講じます。

### 12 様々な取組

消費者庁新未来創造戦略本部について  
持続可能な開発目標(SDGs)の推進





総務課

小島 広耀  
Kojima Kouyo

現職 総務課広報室  
役職 係長  
入庁年次 平成27年入庁  
試験区分 一般職(高卒)  
経歴 平成27年 消費者調査課総括係  
平成29年 総務課国会連絡専門官付  
令和2年 取引対策課特別調査第一係  
令和4年 取引対策課企画・調整係  
令和6年 消費者政策課寄附勧誘対策室執行第三係  
令和7年 現職

消費者の安心を支える、  
広報の最前線

消費者庁は、消費者の安心・安全を確保する使命を果たすために、消費者の皆様へ向けた様々な注意喚起や啓発活動を行うなど、積極的な情報発信を行っています。しかし、発信した情報が、実際に消費者の皆様のもとに行き届かなくては、消費者庁の使命を果たすことはできません。そのため、消費者庁が発信する膨大な情報を、多様なマスメディアとの連携や、ウェブサイト・SNSでの発信を通じて、消費者の皆様一人一人に広くお届けできるよう取り組むのが、広報室の主な仕事です。

私は、特に記者の皆様と密接に関わる業務を担っています。消費者庁にもいわゆる「記者クラブ」が存在し、新聞社・通信社・テレビ局の記者の方々が所属しています。消費者庁担当の大臣や消費者庁長官による記者会見を通じて情報を発信したり、消費者庁主催のイベントや会議取材をいただいたりして、様々な政策を各社の報道に取り上げていただけるよう、記者クラブの方々とは日々意見交換をするなど密なコミュニケーションを図っています。

消費者庁の広報活動はSNSの有効活用で課題を抱えていると感じています。広報室でSNS戦略を考えることは、若手職員が大きく貢献・活躍できる領域で、とてもやりがいを感じていただけたと思います。

最上 奏羽  
Mogami Kanau

現職 消費者制度課総括係  
役職 係員  
入庁年次 令和6年 入庁  
試験区分 総合職(大卒)  
経歴 令和6年 現職

消費者制度課



私たちは日々の生活の中で商品・サービスの購入など様々な「契約」を行っています。消費者と事業者との間で締結される契約についてのルールを定めた法律として、消費者契約法があります。消費者契約法ではあらゆる消費者契約を対象に、契約時に不当な勧誘があった場合の取消権や、消費者の利益を不当に害する契約条項の無効などを規定しており、消費者の利益を守るための役割を担っています。

私が所属する消費者制度課は、消費者契約法をはじめ、消費者が受けた財産的被害等を集団的に回復するための手続等を定めた消費者裁判手続特例法などを所管し、これらの法律に基づいて、内閣総理大臣が認定した消費者団体が消費者に代わり事業者等を相手に訴訟等を行う、消費者団体訴訟制度の運用や、これらの制度をより多くの人に知ってもらうための周知啓発などを行っている部署です。

私は消費者制度課の中で、消費者契約法及び消費者裁判手続特例法の適切な運用や、制度の改善に向けた検討に関する業務を主に担当しています。高齢化やデジタル化が進展する現代において、消費者の利益の擁護を図り、安心・安全な取引環境を実現するために、日々業務にまい進しています。

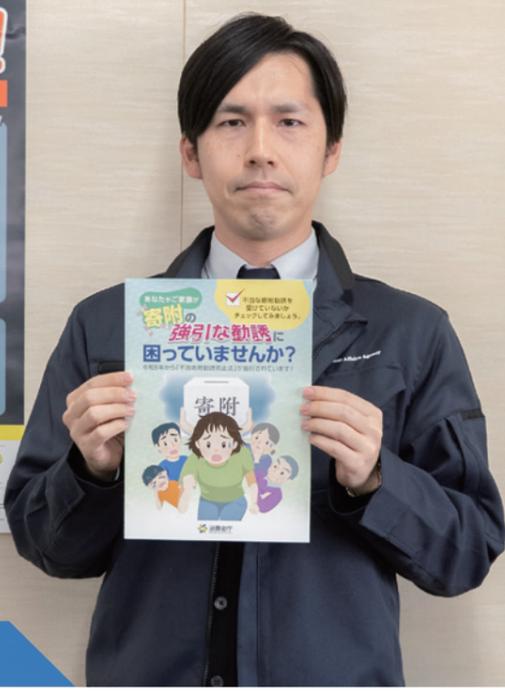
時代の変化に対応した、  
信頼できる取引環境の実現へ

法律を“生きた制度”にする仕事

寄附勧誘対策室では「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律(不当寄附勧誘防止法)」を所管・運用しています。不当寄附勧誘防止法は、社会的に許容しがたい悪質な寄附の勧誘行為が社会問題となったことを受け成立した法律です。法人等が個人に対して寄附を勧誘する際の配慮義務・禁止行為等について定めるとともに、これらに違反した法人等に対する行政措置や、禁止行為を受けた個人の寄附の意思表示の取消権等を規定することにより、法人等から寄附の勧誘を受ける方々の保護を図っています。

法律は制定されただけでは直ちに目的が達成されるわけではなく、法律の存在や効果を多くの方々に知っていただくことで、必要なときに活用していただきたり、遵守いただきたりすると、寄附勧誘を受ける可能性のある個人の皆様、寄附勧誘を行う側の法人等の皆様に少しでも広く知っていただきたり、周知啓発を行うのが当室の任務の一つです。また、不当な寄附勧誘が疑われる事案を見逃さないよう、情報収集と調査をしっかりと行うことも当室の大きな任務です。

寄附の不当な勧誘という消費者庁の中でも新しい分野を扱っていますが、消費者保護の奥深さと、消費者庁の守備範囲の広さを改めて実感しています。



消費者政策課

酒井 啓  
Sakai Kei

現職 消費者政策課寄附勧誘対策室課長補佐(総括担当)  
役職 課長補佐  
入庁年次 平成27年入庁  
試験区分 総合職(院卒)  
経歴 平成27年 消費者安全課事故調査室総括係  
平成29年 内閣府に出向  
平成31年 総務課企画係長  
令和2年 総務課総括第一係長  
令和3年 参事官(公益通報・協働担当)付総括担当主査  
令和5年 参事官(公益通報・協働担当)付政策企画専門官総務課課長補佐(総括第三担当)(新未来創造戦略本部(徳島勤務))  
令和7年 現職

持続可能な社会につながる  
情報発信を目指して

皆さんが買い物をするとき、何を基準に選んでいるでしょうか。値段や品質、環境や社会への配慮など、思い浮かべるものは人それぞれだと思います。消費者教育推進課では、こうした日々の選択に新たな視点や考え方を生み出す力を身に付けていただけるよう、全ての消費者を対象に消費者教育に取り組んでいます。具体的には、ライフステージに応じた消費者教育が行われるよう、成年年齢の引下げや加速するデジタル化など、その時々々の社会情勢の変化も踏まえた教材や普及・啓発資料を作成し、SNS等での情報発信に力を入れています。ほかにも、地域の活性化や雇用なども含む人や環境に配慮した「エシカル消費」の普及・啓発、「食品ロス」の問題を他人事ではなく、「我が事」として捉えて、行動に移すことを促進できるような消費者への周知、事業者の取組に対する支援、調査研究などを行っています。こうした取組によって、私たち消費者の一つ一つの消費行動が、周りの消費者や事業者、行政の意識や行動を変え、持続可能な社会の実現につながることを目指しています。私は現在、庁内の他部署や他省庁の窓口として連絡調整や取りまとめなどの業務を行っています。業務が社会にどう関わっているかを実感できる機会が多く、前向きに業務に取り組むことができます。



消費者教育推進課

藤岡 桃子  
Fujioka Momoko

現職 消費者教育推進課総括係  
役職 係員  
入庁年次 平成30年入庁  
試験区分 一般職(高卒)  
経歴 平成30年 総務課広報室広報係  
令和2年 表示対策課家庭用品品質表示執行係  
令和4年 総務課政策立案推進係  
令和5年 総務課人事企画室給与係  
令和7年 現職

## 現場と国をつなぐ、消費者行政の基盤

地方協力課の業務は、一言で表現するならば「消費者行政全体の基盤」です。消費生活相談の対応や啓発活動、高齢者等の見守り活動といった地方消費者行政における取組は、消費者問題が発生する「現場」である地域において住民サービスとしての役割を果たすほか、その過程で把握した情報はネットワークを通じて共有され、国における各種施策の源泉となっています。つまり、当課の使命である地方消費者行政の充実・強化に向けた重層的な支援は、ひいては日本に住む消費者全体の安全・安心のために不可欠なこととです。

私は総括係長として、国会対応や予算要求のほか、地方消費者行政の分析等を担当しています。「国の立場であっても『現場感』を忘れずに仕事をしたい」と志望して消費者庁に入庁した私としては、地方公共団体を含めた庁内外の様々な関係者と連携・協働しながら施策を進めることに、やりがいと責任を感じています。

消費者庁の魅力は、日々の仕事や私生活における「気付き」を国民生活に直接還元させることができる点にあると思っています。社会の変化に伴う課題に挑戦し、ぜひ私たちと一緒に良い社会をつくっていきませんか？皆様の入庁をお待ちしています！



### 地方協力課

森山 滉平  
Moriyama Kohei

現職 地方協力課総括係長  
役職 係長  
入庁年次 令和3年入庁  
試験区分 総合職(大卒)  
経歴 令和3年 消費者政策課総括係  
令和4年 デジタル庁へ出向  
令和6年 消費者政策課総括係長  
令和7年 現職

私が所属する取引対策課取引デジタルプラットフォーム消費者保護室では、「取引デジタルプラットフォーム消費者保護法」を所管し、同法の運用を通じて、日々オンラインモールやオークションサイト等の「取引デジタルプラットフォーム」を利用して行われる通信販売取引の適正化及び紛争解決の促進に取り組んでいます。また、取引デジタルプラットフォーム提供者からなる団体、消費者団体、関係行政機関等により構成される「取引デジタルプラットフォーム官民協議会」を組織し、取引デジタルプラットフォームを取り巻く問題や、法に基づく取組状況の共有・情報交換等も実施しています。

私は室の総括担当として、主に庁内他課室や他省庁との連絡・調整、予算管理など室内業務全体の取りまとめのほか、取引デジタルプラットフォーム消費者保護法の運用状況等に関する調査事業などを担当しています。担当業務が多岐にわたることから、大変な場面も多いですが、各業務を通じて、トラブル・被害から消費者を守るための政策作りに携われることに非常にやりがいを感じています。

宇野 朱香  
Uno Ayaka

現職 取引対策課取引デジタルプラットフォーム消費者保護室  
企画係長  
役職 係長  
入庁年次 平成28年入庁  
試験区分 一般職(大卒)  
経歴 平成28年 食品表示企画課総括係  
平成31年 取引対策課  
令和3年 総務課組織係  
令和5年 総務課組織係長  
消費者政策課取引デジタルプラットフォーム  
消費者保護室企画係長  
現職

### 取引対策課



## 幅広い業務で支える、デジタル社会の確かな安心

## 関係省庁と連携して支える、消費者の安全

消費者安全課では、商品の使用中やサービス(エステなど)を受けている際にケガをしたなどといった消費者事故の情報を収集し、定期的な事故情報の公表や、消費者の事故防止に向けた注意喚起などを行っております。

また、食品に関するリスクコミュニケーションをはじめ、消費者が食品安全に関する知識と理解を深めるための取組も行っております。

消費者安全課で行った業務としては、先ほど記載した業務内容とは異なりますが、オンラインマーケットプレイス上でリコール製品や安全でない製品が出品・販売されないようオンラインマーケットプレイス運営事業者と製品を規制する関係省庁とで策定した製品安全誓約(日本国)についての業務を行っております。行っていた一部の業務の紹介ではありますが、製品安全誓約に新たにオンラインマーケットプレイス運営事業者や関係省庁が参画いただけるよう事業者や関係省庁に訪問し働きかけを行っておりました。

消費者庁の業務は、製品や食品といった商品による事故から購入する際の財産被害などまで消費者被害を未然に防ぐため幅広い業務に携われますので、皆様がやりたいことがきっとあると思います。消費者行政の発展に向けて一緒に働ければと思います。

佐野 里奈  
Sano Rina

現職 食品表示課食品衛生係  
役員 係員  
入庁年次 令和6年入庁  
試験区分 総合職(大卒)  
経歴 令和6年 食品表示課総括係  
令和7年 現職

### 食品表示課



日々の生活の中で、食品を選ぶ際に食品表示を目にしたことがある方は多いのではないのでしょうか。食品表示は法令で表示しなければならない事項が定められており、この食品表示を確認することで、名称、原材料名、添加物、アレルゲン、原料原産地名、賞味(消費)期限、栄養成分表示など、食品の安全性や選ぶ際の判断材料となる情報を得ることができます。私の所属する食品表示課では、消費者が必要な情報を適切に得られるよう、食品表示制度の企画・立案・運用・執行を行っています。制度の運用に加え、社会の変化に応じた見直しにも取り組んでいます。

私は主に安全や衛生に関わる表示を担当しており、特に食物アレルギー表示は、患者の方の命に関わる重要な情報です。社会の変化に伴い、各品目によるアレルギーの症例数や症状の重篤度などの傾向も変化しており、こうした変化に対応するため、最新の知見や実態を踏まえて、表示対象品目の定期的な見直しを行っています。食品表示制度に向き合う日々の業務を通じて、表示の意味や必要性を深く理解し、生活と業務が密接につながっていることを実感しています。日常の気付きが業務にいかされ、業務での学びが生活に還元される環境での業務に大きなやりがいを感じています。

## 最新の知見に基づき、「食品表示」で暮らしを守る

### 消費者安全課

杉浦 俊一  
Sugiura Shunichi

現職 消費者安全課政策係長  
役職 係長  
入庁年次 平成26年入庁  
試験区分 一般職(大卒)  
経歴 平成26年 消費者安全課総括係  
平成27年 総務課調整第一係  
平成29年 総務課総括第二係(消費者行政新未来創造オフィス)  
平成30年 総務課  
埼玉県職員に任命  
令和2年 地方協力課交付金係  
令和3年 地方協力課交付金係長  
令和4年 総務課調整第一係長  
令和5年 消費者安全課製品事故情報係長  
令和7年 現職



## 調査と国際連携で支える、消費者行政の未来

参事官(調査研究・国際担当)室では、消費者白書をはじめとする調査・研究業務、消費者行政に関する国際的な連携強化を目的とする国際業務を担っています。

調査・研究業務については、法定白書である消費者白書を毎年作成し、最新の消費者問題について分析するとともに、政府における消費者政策の取組状況を報告しています。また、全国1万人規模で消費生活における意識や行動、消費者事故・トラブルの経験等を調査する消費者意識基本調査を実施しています。この調査で得られた調査結果を分析することで消費者問題の現状や求められる政策ニーズ等を把握し、消費者政策の企画立案に活用しています。

国際業務については、OECDや ICPENをはじめとする国際会合への参画等を通じて、国際的な連携強化に取り組んでいます。近年では、日EU間の協力関係の進展を通じて、定期的に様々なテーマについて、協議の場を設けて情報や意見交換することで、国内の消費者政策の企画立案に活用しています。

報道等で取り上げられることも少なく、あまり注目されない業務ですが、どの業務も消費者行政を支えるための基礎となる非常に重要な業務であり、やりがいを感じながら日々の業務に取り組んでいます。

### 参事官(調査研究・国際担当)

池田 健太郎  
Ikeda Kentaro

現職 参事官(調査研究・国際担当)付総括担当主査付  
役職 係員  
入庁年次 平成29年入庁  
試験区分 一般職(高卒)  
経歴 平成29年 総務課広報室広報係  
平成30年 総務課総括第一係  
令和2年 地方協力課交付金係  
令和4年 総務課国会連絡専門職付  
令和5年 消費者教育推進課総括係  
令和7年 現職

## 事業者との連携・協働で、より良い社会の実現へ

参事官(公益通報・協働担当)室の業務内容は、主に以下の三つです。私は室の総括担当を担っていますが、当室は民間企業や他省庁からの出向者が多数を占めるため、案件の性質に応じた進め方や手続面でのフォローなど、各ラインの体制に応じたサポートを行っています。

①勤務先の違法行為について通報した者(公益通報者)が不利益な取扱いを受けないよう保護する「公益通報者保護法」を所管しています。昨今、企業等不祥事が相次ぐ中、令和7年に法改正を行うなど、事業者等における内部通報制度の実効性向上がより求められており、内部通報対応体制の整備促進や、法の周知・啓発に力を入れて取り組んでいます。

②持続可能な社会の実現に向け、事業者に対し、消費者と共創・協働して社会価値を向上させる「消費者志向経営」を推進しています。文字どおり消費者目線に立つ経営を求めるものであり、当庁ならではの取組です。様々なアプローチにより、賛同いただく事業者の裾野拡大を行いつつ、優良事例表彰による好事例の横展開等を通じて、各事業者の取組高度化支援を行っています。

③物価関係業務として、当庁は、各省庁所管の公共料金等の改定の際に協議を受ける立場を担っており、消費者へ与える影響を慎重に検討し、消費者目線で所管省庁に意見を発出しています。また、物価高騰等の緊急時に物価安定を図るための法律も所管しており、平時から生活関連物資の価格動向を注視し、緊急時の対応に備えています。

事業者との連携・協働という観点から、様々な取組を行っている点が当室の特徴です。



### 参事官(公益通報・協働担当)

中島 翔平  
Nakajima Shohei

現職 参事官(公益通報・協働担当)付総括担当主査付  
役職 係員  
入庁年次 令和2年入庁  
試験区分 一般職(大卒)  
経歴 令和2年 総務課企画係  
令和4年 総務課政策立案推進係  
令和6年 現職

## 新未来創造戦略本部

# 消費者行政の未来を創る挑戦の場

新未来創造戦略本部では、実証フィールドを活用したモデルプロジェクトの実施や国際業務の拠点として国際消費者政策研究・国際シンポジウムの開催等に取り組んでいます。



### モデルプロジェクトについて

新未来創造戦略本部では、地域の実証フィールドを活用した「モデルプロジェクト」を通じて、現代の消費者課題に対する先駆的な政策の試行・検証を行っています。例えば、成年年齢下げを契機とした徳島県内の全高等学校等で「社会への扉」を活用した消費者教育や地域の見守り活動の活性化など、社会の変化に即した多様なテーマに取り組んできました。これらの実証を通じて、現場の声を政策に反映させる仕組みづくりを進め、実効性の高い行政の実現を目指しています。こうした取組を有機的に進めるためには東京の課室と徳島の我々の連携が不可欠であり、現場の声を直に聴きつつも東京で交わされている議論にもついていく力が養われる貴重な職場であると感じます。

井村 勇貴 Imura Yuuki

役職 課長補佐  
入庁年次 平成30年入庁  
試験区分 総合職(院卒)

### 消費者政策研究について

国際消費者政策研究センターでは、デジタル化・高齢化などの社会変化に対応する消費者政策の研究を推進しています。例えば、ダークパターンの実態調査の研究やPIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)を活用した消費者問題の分析研究など、専門家と職員が一丸となって意義のある研究に取り組んできました。今後は、AIなどの新しい技術に伴う消費行動の変化や消費者が持つ弱い弱性などの研究を進められることが期待されます。こうした取組は、国際シンポジウムの開催などを通じて、グローバルな課題解決に向け、日本の消費者行政の知見を国際社会と共有しています。

宮島 直紀 Miyajima Naoki

役職 政策企画専門職  
入庁年次 平成26年入庁  
試験区分 一般職(大卒)

### 新未来創造戦略本部の特色

新未来創造戦略本部は、二つの大きな特色があります。一つ目は消費者庁の働き方改革の拠点であることです。座席を固定しないフリーアドレス制により、職場全体のコミュニケーションが取りやすい環境となっています。また、露が関で勤務していた時と比べ、職場の近くに住んでいる職員が多く、通勤時間が大幅に短縮されることによって子どもの保育園への送迎が楽になるなど、仕事と家庭の両立をしやすい職場となっています。

二つ目は、地方公共団体・民間企業などから多様な人材が集まっているということです。様々な視点で自由に意見を交わしながら日々プロジェクトを進めています。異なるバックグラウンドが交わることで、思いもよらないアイデアが生まれたり、新しい気付きが得られたりする場面も多く、日々刺激を受けながら仕事に取り組んでいます。

森田 晋矢 Morita Shinya

役職 係員  
入庁年次 令和4年入庁  
試験区分 一般職(高卒)

# 01 消費者教育推進課

私たちの暮らしの中には、日々の消費行動に関わる様々な課題が存在しています。例えば、商品を購入したりサービスを受ける上での契約トラブルに、自身や家族など周りの人が巻き込まれた経験がある方もいるかと思います。一方で、消費者が日常生活において使用する様々な商品・サービスは、環境問題と密接なつながりを有しており、それを選択し、使用し、廃棄するという消費行動が、気候変動などの環境問題や食品ロスといった社会課題に及ぼし得る影響は、大きいものです。このような中、消費者生活に関する正しい知識と判断力を持ち、自ら考えて行動できる消費者を育てることが、ますます重要になっています。

消費者教育は、消費生活に関する知識や技能を身に付けるだけでなく、それを実生活の中でいかし、社会の一員として、主体的に消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与できる人を育てます。消費者庁では、消費者教育を通じて、「だまされない」、「考えて行動する」自立した消費者の育成と支援を行うため、消費生活に関する様々な施策を展開し、普及・啓発を行っています。

## 取組1

### 誰一人取り残さない消費者教育の推進



体験型教材「鍛えよう、消費者力 気づく・断る・相談する」

消費者教育推進法に基づき、消費者教育推進会議を開催しており、第6期(令和5年10月～令和7年9月)では、デジタルに対応した消費者教育の推進や「消費者力」の育成・強化等について議論を行いました。

令和4年4月からの成年年齢下げを踏まえ、学校等での実践的な消費者教育の推進を図るとともに、社会人に対しては、従業員向け研修プログラム「消費者と企業人の視点で考えよう 消費生活のキホン」を開発し、従業員研修への講師派遣を実施しています。

また、地方公共団体への「消費者教育コーディネーター」の育成・配置を通じて、地域の消費生活センター等における出前講座等の推進を支援しています。さらに、幅広い世代を対象にした、体験型教材「鍛えよう、消費者力 気づく・断る・相談する」の活用・普及に向けて、臨場感のあるVR動画を活用した講座の開催等を行っています。このほか、カスタマーハラスメント防止のための普及・啓発、「消費者教育ポータルサイト」での教材や取組事例等の情報発信を行い、地方公共団体や関係機関等との連携を図っています。

## 取組2

### みんなの未来にエシカル消費

皆さんは「エシカル消費」を御存じですか？SDGsの目標12「つくる責任 つかう責任」に掲げられているとおり、消費者が持続可能な社会の形成に寄与するという視点の重要性はより一層高まっています。そのため、消費者庁としては、人や社会、環境に配慮した消費行動である「エシカル消費」の普及啓発等に取り組んできました。

最近では、エシカル消費の中でも特に環境分野に着目し、環境に配慮された商品・サービスを理解し、意識的に選好するなどの行動であるグリーン志向の消費行動の促進に向けた取組を進めています。近年、猛暑日の増加や極端な大雨の発生等が生じており、環境問題への対策は喫緊の課題です。また、世界的にも、消費者が起点となって、環境に配慮した消費行動を行うことで、環境問題に対処することへの期待は高まっています。

消費者庁では、5月の消費者月間等の機会を捉えて、消費者と環境問題に対する危機感を共有するとともに、様々なイベントやSNS等において、日々の消費行動が、私たちの生活だけではなく地球環境をも変え得ることを発信しています。今後も、幅広い主体と連携しながら、消費行動を起点とした持続可能な社会の実現に取り組んでいきます。



令和7年度消費者月間ポスター

エシカル消費のInstagramもあるのでよければ御覧ください

【消費者庁エシカル消費】公式アカウントです。身近なことから始められるエシカル消費やサステナブルファッションを紹介しています。不適切なコメントは削除させていただきます。 [www.ethical.caa.go.jp](http://www.ethical.caa.go.jp)

## 取組3

### 食品ロス削減の取組の推進

エシカル消費の一環として、食品ロスの削減にも取り組んでいます。食品ロスとは、まだ食べることができるのに捨てられてしまう食品のことです。日本の食品ロス量は、年間464万トン(2023年度推計値)発生しており、このうち約半分は家庭から発生しています。

消費者教育推進課では、このような食品ロスを削減するため、日々の食生活に必要な分だけ買う・作る・食べきる工夫や飲食店で食べ残した際の持ち帰り、家庭で余っている食品を寄附するフードドライブ活動の推進など、食品ロス問題や食品ロス削減のコツ、先進的な取組事例等を掲載したガイドブックやパンフレットを作成して各種イベントで配布するほか、地方公共団体や民間企業、学生等の様々な取組を消費者庁のウェブサイトやSNSを通じて情報発信しています。

また、国民一人一人に自分事として取り組んでもらうため、ライフスタイル、風習、産業など各地域特性に応じた食品ロス削減の推進に向け、地域で活躍する人材を育成する



令和7年度食品ロス削減月間



「めざせ!食品ロス・ゼロ」川柳コンテスト(大臣賞)

「食品ロス削減推進サポーター」制度を運営しています。さらに毎年10月を食品ロス削減月間とし、ポスターの作成及び配布、「食品ロス削減全国大会」の開催のほか、食品ロスに関する川柳コンテストを実施するなど、消費者の行動変容を促すための啓発業務を行っています。

# 02 表示対策課

「いつものドッグフードにふりかけるだけで愛犬の目のトラブル解消!」、「1日1回飲むだけで-15kg」、「ワンプッシュで一気にダニよけ!」。世の中には様々な商品・サービスの表示がありますが、果たしてその表示、本当でしょうか?これらは、実際にあった「不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)」違反事件における表示を基にした事例です。

表示対策課では、一般消費者が適正に商品・サービスを選択できる環境を守るために、景品表示法、家庭用品品質表示法や健康増進法といった、消費者にとって身近な存在である商品・サービスの表示についての法律を運用する業務を行っています。本特集では、景品表示法について詳しく御紹介します。

## 取組 1

### 「消費者が適正な商品・サービスの選択ができる環境」を守る

普段はあまり意識しないかもしれませんが、私たち消費者が、様々な商品・サービスを選択して購入する際には、まずその表示を確認しています。その際、虚偽誇大な表示が行われてしまうと、私たち消費者は適正な商品・サービスの選択ができません。表示対策課で運用している景品表示法は、この「消費者が適正な商品・サービスの選択ができる環境」を守るために、誇大広告のような不当表示や過大な景品の提供を禁止しています。

不当表示として禁止されている表示には、商品等の品質など内容に関して、実際のものより著しく優良であると示す表示(優良誤認表示)や、商品等の価格などの取引条件に関して、著しく有利であると誤認される表示(有利誤認表示)、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定する表示(指定告示)があります。最近では、指定告示にいわゆるステルスマーケティングが追加され不当表示として新たに禁止されています。

#### 不当表示の禁止

景品表示法では、うそや大げさな表示など、消費者をだますような表示を禁止しています。

不当表示には大きく分けて三つの種類があります。

##### 優良誤認表示

商品・サービスの品質、規格、その他の内容についての不当表示

##### 有利誤認表示

商品・サービスの価格、その他の取引条件についての不当表示

##### その他誤認されるおそれのある表示

一般消費者に誤認されるおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定する不当表示

## 取組 2

### 不当表示を取り締まる

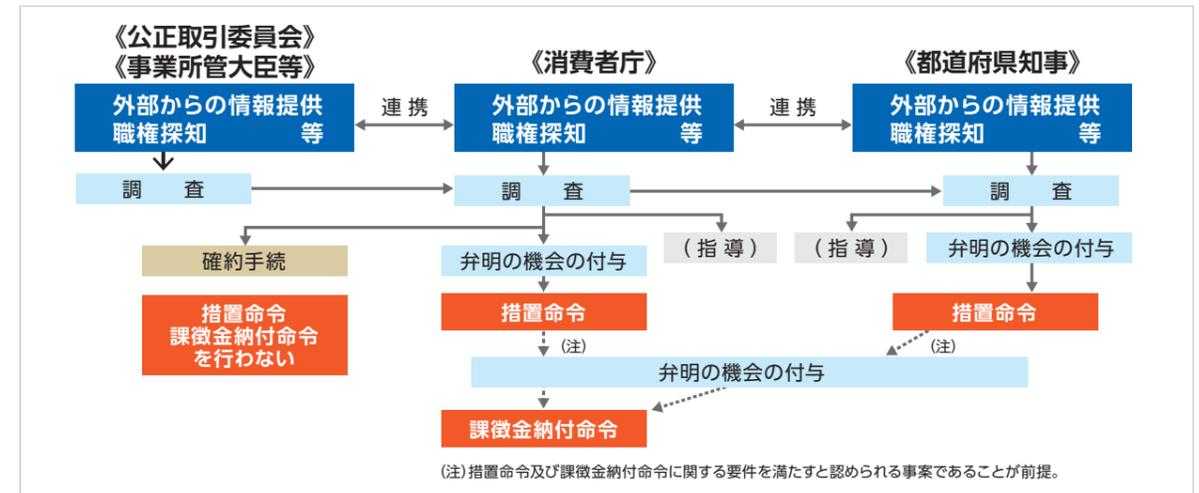
表示対策課では、景品表示法違反の疑いがある不当表示を行った事業者に対し、景品表示法上の権限に基づき、立入検査や事情聴取を行ったり、商品・サービスに係る情報の報告を求めたりするなどの事件調査を行っています。事件調査により違反事実が認められれば、不当表示の差止めを命じる措置命令や、不当表示に係る商品等の売上額に応じた金銭を国庫に納付することを命じる課徴金納付命令といった行政処分を行います。

また、景品表示法違反の疑いのある行為について、事業

者の自主的な取組により解決するための「確約手続」も導入されています。

事件調査においては、外部からの情報提供や職権探知によって収集した違反被疑情報を検討・整理して事件として立件する担当者、立件された事件について立入検査や事情聴取等を行って事実関係を調査し行政処分を行うかどうかを検討する担当者、デジタルフォレンジックを含む事件調査手法の検討を行う担当者など、多くの担当者が協力しています。

景品表示法違反の事件処理手続(令和6年10月1日以降)



## 取組 3

### ステルスマーケティングから消費者を守る

SNSの投稿やレビューサイトの口コミは、一見すると事業者の表示(広告・宣伝)ではない、消費者やインフルエンサーなどの第三者の表示に見えます。

しかし、こういった表示の中には実は商品・サービスを製造、販売している事業者が投稿している広告もあります。このように、広告であるにもかかわらず広告であることを隠すことをいわゆる「ステルスマーケティング」といいます。

パッケージやウェブサイト、広告などは、消費者が商品を選ぶ判断材料となっているため、消費者が誤認しないように、正しく、分かりやすい表示をする必要があります。

また、インターネットでの取引が増える中で消費者が商

品を選ぶ際は事業者の広告であるか、それとも第三者の感想であるかが明瞭になっていることが重要です。

その理由は、事業者による広告であれば、消費者は、広告にはある程度の誇張・誇大が含まれているものと認識しており、そのことを考慮して商品を選んでいますが、広告であることが分からないと、消費者は、事業者ではない第三者の感想であると誤認してしまい、その表示の内容をそのまま受け取ってしまうかもしれないからです。

このように、広告であるにもかかわらず広告であることを隠すことについて、消費者を誤認させるおそれのある表示を規制することにより、消費者が自主的かつ合理的に商品・サービスを選べる環境を守る必要があります。

表示対策課では、このように様々なアプローチで、一般消費者が適正に商品・サービスを選択できる環境を守るための取組を行っています。

# 03 参事官(公益通報・協働担当)

皆さんは消費者庁の業務として、「消費者被害」への直接的な対処をまずイメージする方が多いのではないのでしょうか？

参事官(公益通報・協働担当)室では、そういったものとは少し系統の違う業務として、事業者との連携・協働を通じた、消費者利益の擁護及び消費社会の健全な発展を目指す取組を実施しています。主な内容としては、「①公益通報者保護制度の推進、②公共料金の改定協議等、③消費者志向経営の推進」です。

どの業務も最終的な着地点は「消費者保護」でありながら、「事業者との連携・協働」というプロセスに主眼を置いているという意味で、「消費者庁はこういったことにも取り組んでいるのか」という感想を耳にすることも多いです。本特集では、それぞれの業務を深掘りしてご説明します。

## 取組1 公益通報者保護制度

公益通報者保護法とは？

公益通報とは、労働者等が、勤務先等の不正行為を、不正の目的ではなく一定の通報先に通報することを指します。

消費者庁の使命でもある、消費者が安全で豊かな消費生活を安心して営むことができる社会を実現するため、事業者の不祥事を防止することは重要です。本法では、労働者等がどこへどのような内容の通報を行えば保護されるのかという保護要件を定め解雇等不利益な取扱いを禁止するほか、事業者に対し、公益通報に適切に対応する体制の整備を求めています。安全・安心を脅かす事業者の不正行為を労働者等が安心して通報できる環境を整備することにより、事業者内の自浄作用の向上を図っています。

2025年6月に公益通報者保護法が改正されました

近年の事業者の公益通報への対応状況及び公益通報者の保護を巡る国内外の動向に鑑み、また、通報者側・事業者側双方にとって利用しやすい制度となるよう、2025年6月に法改正がなされました(2026年12月1日施行)。今般の法改正では、事業者が公益通報に適切に対応するための体制の徹底や公益通報者の保護強化等、大幅な改正が行われました。消費者庁ウェブサイトにて改正の内容などをお知らせしていますので、ぜひ御覧ください。



公益通報者保護法の詳細はこちら

事業者が公益通報に適切に対応することの意義

本法では、行政機関や報道機関等、組織の外部へ通報した方も一定の条件の下、保護しています。しかし、事業者にとって外部に通報されることは、社会の信用が低下し事業継続が危ぶまれる等のリスクがあります。そこで、内部通報を受け付ける体制を整え、そこへ通報してもらい、不正の事実が明るみに出る前に速やかに改善する自浄作用を働かせることが重要と考えています。

消費者庁では、事業者における内部通報対応体制の整備を支援するため、「内部通報制度導入支援キット」を作成しており、導入・運用支援を充実させ、制度の実効性を向上させるべく、企画・立案や周知・広報に取り組んでいます。

### 事業者における内部通報制度の導入プロセス

- 1 経営幹部で内部通報制度の導入を検討
- 2 内部通報対応の責任者と窓口設置部署を選定
- 3 通報の受付対応を行う「従事者」を指定し、研修を実施
- 4 内部規定、対応マニュアル、通報受付票を準備
- 5 従業員、役員等に研修、周知



## 取組2

### 公共料金の改定協議

なぜ、消費者庁が公共料金の改定協議を受けるの？

公共料金は、公平性や安定性を確保しつつ効率性をより一層高め、利用者の利便の向上と料金の適正化を図る必要があります。

このため、公共料金等(例:鉄道運賃、郵便料金、電気料金など)の改定等に当たっては、消費者に与える影響を十分に考慮して取り扱うこととされており、所管省庁の認同等に先立って、消費者庁が協議を受け、内容を確認することになっています。

具体的には、パブリック・コメント等の実施により利用者の意見を聴取しているか、不当な値上げとなっていないか、料金の算定に賃上げが適正に見込まれているか等の観点から、確認しています。

あの改定では、消費者庁がこのような役割を

2026年3月のJR東日本の運賃改定においても、消費者利益を擁護する立場から必要な確認を行っています。その結果として、改定による値上げ幅が小さくないこと等から、改定内容の詳細や、値上げが鉄道ネットワークの維持やサービスの改善等に必要であることについて、利用者に分かりやすく丁寧な情報提供・説明をすることや、サービス改善の取組状況を政府へ報告するとともに利用者へ周知すること等を、JR東日本に対して求める方針を政府として決定しました。



物価問題に関する関係閣僚会議に臨む伊東内閣府特命担当大臣(2025年7月29日)

## 取組3

### 消費者志向経営の推進

消費者志向経営とは

消費者志向経営とは、消費者と共創・協働し、商品・サービスの改善等を通じて、消費者の行動変容を促し、社会価値の向上を目指す経営のことです。難しい定義に聞こえますが、「共創・協働」とは、事業者が消費者との双方向コミュニケーションにより、消費者がわくわくする商品・サービス・体験を共有し、消費者とのWIN-WINの関係になることを指します。「社会価値」とは、事業者が本業を通して、地域や社会の課題解決に寄与し、社会全体の持続可能性の向上を目指すことから生み出されるものを指します。こういった取組を消費者に共感してもらうことが必要と考えています。

消費者庁では、本取組の推進に向け、消費者志向経営を行うことの「自主宣言」を事業者に呼び掛け裾野拡大を図るとともに、優良事例表彰や有識者講演会の開催等を通じて取組高度化の支援を行っています。

規制官庁とは違う側面として

消費者志向経営の推進は、事業者にとっては規制官庁としてのイメージが強い消費者庁の中でも、「事業者との連携・協働」を重視する当室ならではの取組です。

現代は環境問題、食糧問題、貧困問題等、社会全体で解決すべき課題が山積しています。持続可能な社会の実現に向けた取組が事業者に求められている中、消費者の声を聴き、次世代のために取り組む事業者を応援する場として、消費者庁ならではの視点からプラットフォームを用意しています。

これにより、優れた取組を行う事業者が認知され、事業者と消費者の双方向コミュニケーションが活発になり、健全な市場を形成する一助になればとの思いで、取組を進めています。



消費者志向経営優良事例表彰にて表彰状を授与する今井大臣政務官(2025年2月18日)



## 久保 美奈海

Kubo Minami

現職 消費者教育推進課課長補佐(総括担当)  
 役職 課長補佐  
 入庁年次 平成27年入庁  
 試験区分 総合職(院卒)  
 経歴 平成27年 消費者制度課総括係  
 平成28年 総務課審査第一係  
 平成29年 総務課企画係消費者教育・地方協力課  
 消費者教育推進室消費者教育第一係  
 平成30年 消費者教育・地方協力課  
 消費者教育推進室政策企画専門職  
 令和1年 消費者教育推進課総括係長  
 令和2年 地方協力課総括係長  
 消費者制度課政策企画専門職  
 令和4年 消費者安全課  
 事故調査室課長補佐(総括担当)  
 公正取引委員会事務総局へ出向  
 令和6年 現職



### 一日のスケジュール

10:00

#### 出勤・オンラインミーティング

オフピーク通勤で基本的に10時に出勤します。その後、職域に消費者教育の場を生み出していくことを目指して国内数地域で展開中のモデルプロジェクトについて、業務委託先の事業者と、オンラインミーティングで進捗や課題を確認します。



11:30

#### 課内定例ミーティング

週に1回、課の全員でミーティングを行い、短期・中長期の予定などを確認します。各班の業務の状況や困りごとを把握し、随時フォローできるようにするのが、総括担当の重要な役割です。



12:00

#### 昼食

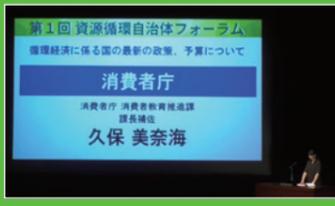
庁舎内の食堂や虎ノ門方面にランチに出掛けることが多いです。少し遠くまで歩くとリフレッシュでき、午後に向けて頭を整理する時間になります。



13:00

#### フォーラムに登壇

他省庁や民間団体が主催するイベントに登壇し、消費者庁の施策を紹介し、参加している方の取組に役立つ情報を提供しつつ、ネットワーク作りにもつなげることを意識しています。



19:00

#### 退庁

手元の業務を片付け、定時退庁を心掛けています。



15:00

#### 資料作成

内部説明用の資料や講演資料、検討会報告書などの作成に集中します。自治体や事業者など様々な立場の方の意見調整が進み、また、消費者一人一人に届くよう、ビジュアルや文章を工夫します。

### 仕事の内容

消費者教育推進課では、学校教育現場、自治体、NPO、商品やサービスの提供側である事業者など、消費者との接点を持っている幅広い主体と連携し、教育プログラムの開発やモデル的な実践事例の展開を通じて、消費者教育の機会の創出に取り組んでいます。消費者が、トラブルに遭わず主体的な意思決定ができることに加え、エシカル消費や食品ロス削減といった社会課題の解決につながる行動を日常の中で実践していけるよう、エンパワーメントしていくことが重要な課題です。総括担当は、課員の専門性等をいかしつつそのフォローや後押しをすることで、チームとしてのアウトプットを最大化する役割を担っており、難しさと背中合わせのやりがいを感じます。

### 定時後・休日の過ごし方

帰宅した後は、サブスクでドラマを見たり本を読んだり、業務以外の情報に触れる時間を多く持つようにしています。平日に有給休暇を活用し、行ってみたい場所をゆっくり巡ったり、落語や講談を聞きに行ったりすることもあります。



## 多田 一輝

Tada Kazuki

現職 総務課秘書専門職  
 役職 係長  
 入庁年次 平成27年入庁  
 試験区分 一般職(高卒)  
 経歴 平成27年 総務課企画係  
 平成29年 消費者調査課総括係  
 平成31年 消費者政策課総括係  
 令和3年 総務課秘書専門職付  
 令和5年 参事官(調査研究・国際担当)付  
 総括担当主査付  
 令和7年 参事官(調査研究・国際担当)付  
 総括担当主査  
 現職



### 一日のスケジュール

09:00

#### 出勤

本日の日程に変更がないか、メールやチャットを確認します。また、新聞やネットの記事から情報収集しています。



12:00

#### 昼食

出勤前に準備した昼食をすませて、のんびりと好きなことをしています。(最近は、栄養について興味があるので基礎的な勉強をしています。)



10:00

#### 連絡調整

1日のほとんどの時間を使い、庁内各課や外部との連絡調整を行います。連絡調整は、打合せの日程調整、出席する案件や出張の準備など、案件に滞りがないよう密に連携しています。



14:00

#### 来客対応

消費者行政は幅広い団体や企業と関わりがあるため、面会が生じた際に対応します。



17:00

#### 長官との打合せ

時間を設けて翌日以降の日程について相談や報告などを行っています。急を要するものはこれに限らず、随時、情報を入れています。

18:30

#### 退庁

仕事とプライベートのメリハリを大事にしているため、キリがよいところでスパッと帰ります!



### 仕事の内容

秘書業務は、幹部職員の日程管理や庁内各課との連携・調整が主な役割です。消費者行政は時代とともに多様化し、取り扱う業務や関係する団体・企業などが広がってきています。消費者庁として速やかに対応・決定するためにも、情報収集や密なコミュニケーションを心掛け、日々の連絡調整にいかしています。また、連絡調整する相手が多いからこそ、営業時間を意識して業務効率を上げていくことも役割だと思っています。

### 定時後・休日の過ごし方

定時後は、昔の同僚や友人とご飯を食べにいたり、ジムで体を動かしたりしています。休日は、季節のイベントや食べ物が好きなので、スマホやPCなどの電子機器とは距離を置いて外に出かけることが多いです。



川崎扇島工業地帯の夜景にて

**女性が対象**

- 深夜勤務・時間外勤務の制限
- 健康診査・保健指導を受けるための職務専念義務免除
- 業務軽減
- 休息・補食のための職務専念義務免除
- 通勤緩和のための職務専念義務免除
- 通勤緩和のための休憩時間の短縮
- 産前休暇
- 産後休暇



**男性が対象**

- 配偶者出産休暇
- 育児参加のための休暇




**女性・男性 共に対象**

女性職員は、産後休暇後の期間において、これらの制度を利用することとなります。

- 保育時間
- 育児休業
- 育児短時間勤務
- 育児時間
- 子の看護休暇 (対象期間が子の小学校3年生修了(9歳に達する日以後の最初の3月31日)まで延長)
- 深夜勤務の制限・超過勤務の制限
- 超過勤務の免除
- 育児を行う職員のフレックスタイム制 (対象期間は子の小学校就学前まで)
- 早出遅出勤務
- 休憩時間の短縮・延長

不妊治療に係る通院等のための休暇である「出生サポート休暇」は性別、年齢を問わず、第2子以降のためにも使用することが可能です。



**ワークライフバランス推進のための取組について**

消費者庁では、テレワーク環境の整備に努めており、全職員に貸与している端末にはSIMカードが搭載されているため、保秘に配慮すればどこでもテレワークすることが可能です。また、職員の端末から庁内・庁外のWeb会議に参加することも可能です。



**徳永 欽也**  
Tokunaga Kinya

現職 総務課課長補佐  
 入行年次 課長補佐  
 平成27年 平成27年入庁  
 試験区分 総合職(院卒)  
 平成27年 食品表示企画課総括係  
 平成29年 育児休業(1か月程度)  
 消費者安全課事故調査室総括係  
 平成30年 消費者安全課事故調査室情報解析第二係長  
 令和元年 育児休業(1か月程度)  
 令和2年 総務課総括第二係長  
 (消費者行政新未来創造オフィス(徳島勤務))  
 令和4年 総務課課長補佐(総括第三担当)  
 令和5年 総務課課長補佐(調整担当)  
 令和6年 現職

**長男、長女へのインタビュー**

**お父さんのお仕事はどんなイメージ?**

長男 安全や食品表示、食品ロス削減など、世の中にとって大事なことをやっていると思う。

長女 私達が大きくなったときにとてもためになることをやっていると思う。

**お仕事の話をしているときのお父さんはどう?**

長男 説明が上手。とても楽しそうに話をしているので、お仕事が楽しくて好きなんだと思う。

**お父さんがかっこいいと思うのはどんなとき?**

長男 料理や掃除など、家の仕事をやっているとき。こども達が関わるのときに見かけた仕事のお父さんは、家と違ってキリッとしていてかっこよかった。

長女 公園などにお出かけして遊びに付き合ってくれているとき。



1日のスケジュール

**1day**

06:30	起床(余裕があれば子ども達と絵本を読んだり、読まなかったり)
07:00	朝ごはん、朝の支度
08:20	出勤
09:30	業務開始
	定時内:メールチェック、打合せ、資料の確認など
	定時後:資料作成、翌日の業務の段取り確認など
19:15	勤務終了
20:00	帰宅、夕食、お風呂
21:00	寝かしつけ(寝落ちすることもしばしば)
22:00	翌日の準備、自由時間
23:30	就寝

**仕事と育児の両立**

長男が小学2年生、長女が保育園の年長となり、成長を感じる日々です。それぞれの誕生時には、約1か月程度の育児休業を取得し、かけがえない時間を過ごせました。いずれの時期も、当時は配置された部署で業務や事業を任されていたため、正直に言って休みにくさを感じていましたが、私の不安に反して上司や同僚が快く背中を押してくださったのが印象に残っています。温かな職場の方々の心意気に感謝するとともに、復帰後は働きぶりでも恩返しをしよう、との思いを抱いたことを覚えています。

共働きのため、職場復帰後も、子どもの急な体調不良による早退や、一人の風邪が家族みんなにうつるなどして勤務が不安定になることもあり、働きぶりでも恩返しをすることはなかなか難しかったわけですが、締切りの近い業務を手元に残さないように片付ける、翌日に取り掛かる業務のリストを優先度とともに準備しておくなど、密度の高い仕事ができる工夫をしました。

妻との分担や子ども達の成長につれて勤務は安定してきましたが、一方で、他律的な要因により、業務上、どうしても忙しい時期があります。私はある時期、平日の朝ご飯と休日にしか子ども達と顔を合わせられず、子どもの日々の生活を把握できなくなったことがありました。このような時期には、土日の夜の寝かしつけの際、小学校や保育園を舞台にした仮想の物語を3人で紡ぎました。3人で創る即興の物語は、子ども達にも新鮮で楽しんでくれていましたが、私もその物語を通じ、子ども達の好きな給食や仲の良いお友達などを教えてもらえました。

私の仕事への理解もあり、出張や遅くなる日などには快く送り出してくれる子どもたちはとても遅く、頼もしい存在です。一方で、数時間の年休を使い早めにお迎えに行くこととても喜んでくれる可愛い存在でもあります。

**消費者庁×育児**

消費者庁の業務は生活と密接に関わるものが多く、自身のライフイベントにより、その政策の重要性に気付かされることも多いです。私の育児の過程では、例えば、子どもによる食品や玩具、ボタン電池の誤飲、窓やベランダからの転落といった消費者安全や、乳児用液体ミルク等の特別用途食品やアレルギー表示といった食品表示の重要性を感じるようになりました。特に、我が子の卵アレルギーをきっかけに、食品における卵の使用有無を気にするようになった経験から、パンやハムなど卵の使用/不使用食品が混在している食品が世の中には多く存在していること、見た目では分からないため、アレルギーを持つ消費者にとっては、食品表示が唯一の頼みになるのだということをもっと実感しました。

**学生へメッセージ**

学生のうちから入社する組織の育児への配慮状況について気にする方はそう多くないかもしれませんが、いざ自分が親になると、勤務年数のうち20年ほどの働き方に影響するとても重要な要素です。育児・子育てと仕事との両立に不安を感じる方もいるかもしれませんが、消費者庁では、質や量を落とすことなくうまく業務に取り組んでいる方や、育児とのバランスをとって働いている方など様々な職員がおり、それぞれの働き方を尊重する環境が整っていますので、安心して働けると思います。また、消費者庁での業務には、私生活での経験もいきるといふ特徴がありますので、育児等での経験により、あなたらしい発想や活躍ができる場がきっとあると思います。

# キャリアパス Career Path



山口 裕士  
Yamaguchi Yuji



現職 消費者教育推進課課長補佐(推進担当)  
 役職 課長補佐  
 入庁年次 入庁年次：平成29年入庁  
 試験区分 試験区分：総合職(大卒)  
 経歴 平成29年 消費者政策課総括係  
 令和元年 総務課審査第二係  
 令和2年 総務課審査第一係長  
 令和3年 金融庁に出向  
 令和4年 総務課人事企画室人事専門職(海外留学)  
 令和6年 総務課人事企画室人事専門官(海外留学)  
 総務課課長補佐  
 総務課課長補佐(調整担当)  
 令和7年 現職



## 1 年目～

### 消費者政策課 総括係員

入庁して約2年間、消費者政策課で総括係員を行いました。総括係は、課の窓口として他課室との連絡調整や課内のマネジメントを行っていますが、消費者政策課は庁全体の窓口でもあり、他省庁からの照会・作業依頼に関する庁内関係課室との連絡調整も行っていました。庁の窓口として、多種多様な案件の連絡調整を行い、消費者庁の業務の裾野の広さを感じました。

また、庁内の全て課室とのやり取りの機会があり、各課室の総括担当者とのコミュニケーションの積み重ねの中で徐々に庁内での人間関係が構築され、より円滑に連絡調整機能を果たせるようになっていく実感もありました。

常に多くの案件が並走し、大変目まぐるしかった記憶がありますが、周囲との人間関係の中で、自分なりに役割を果たしてきたと感じ、思い返せば、係員としての期間を充実して過ごすことができたと思います。

## 6 年目～

### 英国大学院留学

その後、総務課での法令審査業務や、金融庁への出向等を経て、人事院の制度を活用し、2年間英国の大学院に留学する機会を得ました。

私は公共政策と人的資源管理で二つの修士課程を修了しました。特に公共政策の授業では、世界各国の政策や社会制度がそれぞれの文化的背景や社会事情にも深く関連し、複雑に構築されていることを学びつつ、ひるがえって、日本の政策について、相対的な目線で見つめ直す機会となり、多くの気づきが得られました。

また、海外生活の中では、日本の代表として、日本人としての意見や考えを求められることも多くあり、外交や防衛、移民問題といった、消費者庁の業務ではあまり関わらない分野にもアンテナを高くし、日本の国家公務員としての役割の大きさを改めて意識する時間でもありました。



## 9 年目～

### 消費者教育推進課課長補佐(推進担当)

帰国後は、総務課の国会担当課長補佐に着任し、消費者庁として国会対応が円滑かつ適切に進行するための連絡調整業務を1年間行った後、現在は、消費者教育推進課において、普及啓発担当の課長補佐をしています。具体的には、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動であるエンカール消費の普及啓発を主な業務としています。エンカール消費を対象とする分野は広く、気候変動、資源循環、地域活性化、障がい者支援、途上国支援等、多岐にわたっています。

エンカール消費は、このような多様な社会的課題の解決につながるものであり、消費者庁が影響を及ぼし得る行政課題の裾野の広さを改めて感じています。また、これらの課題の解決に取り組む関係省庁や民間事業者との交流の機会も多く、日々、新たな視座を得ています。



### 役職に応じた仕事の仕方の変化

これまで、係員、係長、課長補佐と三つの役職を経験していますが、役職が上がるにつれ、求められる役割も変わってきました。特に課長補佐は、担当施策の実務を取り仕切る役割であり、庁内幹部への説明、記者対応や講演等の対外的な説明等、政策を自らの言葉で語る機会が多くあります。また、政策の方向性について、係長や係員から相談を受ける立場でもあります。

それを的確にこなしていくためには、係員時代、係長時代に培った知識・経験をフルに活用しながら対応方針を練り上げ、関係者とも調整・交渉を行うなど、より幅広いスキルが必要となります。また、課長補佐は幹部職員との距離も近く、自らも部下のマネジメントを行う立場となるため、課長以上のマネジメント職の目線から物事を考える機会も増えたと感じます。

このように、仕事に向き合う姿勢や求められる振る舞いは役職に応じて変化していきますが、どのような立場で働くにしても係員時代からの積み重ねが基礎となっています。あるべき姿の探求には終わりがなく、常に自己改善が求められる世界ではありますが、これまでの一つ一つの経験を糧としながら、今後も精進していきたいと思っています。

### 今までを振り返って

行政官の仕事は、常に新しい知識を吸収し、そのアウトプットが求められるものであると感じています。ときに険しい道のりもありますが、それを越えた先には想像もしていなかった世界が広がっていることもあります。また、その道のりは、必ずしも決められたものではなく、自らの力で切り開くことができるものでもあります。

これまでの業務で得た知識・経験の幅広さ、そして、共に仕事をした仲間との素晴らしい出会いは、入庁前の想像をはるかに超えるものでした。加えて、多くの方に支えられ、2年間英国の大学院で研さんの機会を頂き、海外での生活経験を得たことは、入庁時には全く想像していませんでした。

自らの意欲と選択次第で想像もしない未来に巡り会えるということは、この仕事の大きな魅力ではないかと思っています。



**伊川 萌波**  
Ikawa Monami

現職 金融庁監督局証券課  
役職 係長  
入庁年次 令和4年入庁  
試験区分 総合職(院卒)  
経歴 令和4年 消費者安全課総括係  
令和6年 現職

金融庁

モニタリングを通じ  
金融の公正性・安全性を確保する

私の出向している金融庁監督局証券課では、証券会社を始めとする金融商品取引業者等のモニタリングを行っています。

金融商品取引法等に基づき、業務実態の把握を行うとともに、法令違反や不適切な業務運営が認められた場合には、行政上の対応や処分を行っています。また、金融庁の設計した制度の下、事業者が適切にビジネスを行えるよう、相談に乗り、指針を示すことも監督部門の大事な役割です。

このように聞くと、金融庁の業務は、消費者庁とは縁遠いもののように感じますが、実は向き合っている課題には消費者庁と共通するものも多くあります。例えば、投資や資産運用に興味を持つ人が増えている中で、事業者には良心的で透明性のある商品・サービスを提供するよう求めています。また、デジタル化やAIの普及等に伴い、SNSを利用した投資詐欺やフィッシングによる口座への不正ログインなど、安全安心な投資環境を脅かす新たな事案も発生しています。こうした事案に対しても、ガイドラインの整備、事業者と連携した対策や注意喚起を行うなど、被害拡大防止に向けて様々な対応を行っています。

こうしてみると、消費者の保護という共通の課題に対し、各省庁がそれぞれ異なるアプローチを行いながら、連携し一体となって取り組むことが重要なのだと実感させられます。出向の経験を通して得た新たな知識や気づきを、消費者庁に戻った後も、消費者行政をよりよいものにするためにいかしていきたいと思っています。



**本城 かな**  
Honjo Kanna

現職 内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局  
役職 係員  
入庁年次 令和5年入庁  
試験区分 一般職(大卒)  
経歴 令和5年 消費者安全課総括係  
令和7年 現職

内閣官房

ギャンブル等依存症により  
不幸な状況に陥る人を無くし、  
健全な社会を構築する

日本では、多くの人が競馬などの公営競技やばちこ等を健全に楽しんでいる一方で、これらのギャンブル等にのめり込むことにより、日常生活や社会生活に支障が生じたり、多重債務や犯罪等の重大な社会問題につながる場合があります。内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局では、こうしたギャンブル等依存症に対する国民の関心と理解を深め、その予防を図るため、各種施策の取組の推進を図っています。

具体的には、国民の皆様にギャンブル等依存症は回復できることなど依存症について正しく理解してもらうために、ポスターやSNS動画等を用いた普及啓発に取り組んでいます。また、ギャンブル等依存症対策には多くの省庁が関わっており、内閣官房はその取りまとめ部局であることから、多岐にわたる省庁との調整を行うなど、今までに無い経験をする事が出来ています。

最近では違法なオンラインギャンブル等を利用した者の取締りが進んでいることもあり、著名人が検挙されるニュースが増え、同時に「ギャンブル等依存症」という言葉を耳にする機会も増えたかと思います。世間の関心が高いギャンブル等依存症対策の最前線にいることに責任感を持ち、ここでの経験を今後の消費者行政にもいかしていきたいです。

海外留学

留学で広がった視野、  
そして消費者行政の  
未来へ

**井村 勇貴**

Imura Yuuki

現職 総務課課長補佐(総括第三担当)  
(新未来創造戦略本部(徳島勤務))  
役職 課長補佐  
入庁年次 平成29年入庁  
試験区分 総合職(院卒)  
経歴 平成29年 消費者制度課総括係  
令和2年 消費者教育推進課総括係  
消費者教育推進課総括係長  
令和3年 消費者政策課政策企画専門職  
参事官(調査研究・国際担当)付  
政策企画専門職(海外留学)  
令和5年 地方協力課政策企画専門職  
令和7年 地方協力課政策企画専門官  
現職

私は、消費者庁での業務経験からデータに基づく政策立案の重要性を実感し、米国のカリフォルニア大学サンディエゴ校の公共政策大学院に留学する機会を得ました。留学中は経済学、統計学、地理情報分析など、様々な分析ツールを教わることができ、また海外での消費者としての生活も含め大変貴重な経験をしました。

卒業後は地方協力課に配属され、周りからは「国際系の部署でないとなら留学の経験がいかされないのでは?」という声も頂きましたが、地方協力課は年間90万件ほどの消費生活相談データを保有する国民生活センターの監督や地方公共団体の消費者行政の状況を毎年把握する調査を実施している点で、チャンスがあればデータ分析のスキルを活用したいと考えていました。実際の業務の中では高度な分析よりも広く分かりやすい資料の作成が求められることが多くはありましたが、これまでの地方消費者行政強化交付金による支援の効果の把握や都道府県ごとの地方消費者行政の見える化など、業務の基礎資料となるものの整備に貢献できたことは留学で培った経験・知識による賜物だと感じます。

その後、2025年7月から新未来創造戦略本部の総括補佐として勤務しており、徳島県等の場を活用した実証的な事業や消費者政策の研究、国際交流について、全体の方向性の議論に貢献したり各種マネジメントを行ったりしています。新未来創造戦略本部はまさに留学後の知見を活用するに相応しい機能と所掌を有しており、学者との意見交換の場も多いので、試行錯誤しながらより知見を高めつつ業務への活用を検討しているところです。考えてみると、消費者行政は生活に密着した分野でありながら、技術革新や国際化の影響を強く受ける領域です。だからこそ、現場と理論、国内と海外、行政と民間の間をつなぐ視点が求められます。新未来創造戦略本部はまさにこうした取組の最前線としての活躍が期待されており、



私も留学の経験もいかして未来の消費者行政を創る挑戦をしていきたいと考えています。

最後に、留学は一定のスキルセットの習得とともに視野が広がることが最大のメリットだと思います。しかし、留学に限らず、自らの知見を業務でいかせるかどうかは自分自身にかかっています。どうすればいかすことができるのか、周囲の助けも借りつつ常に考えて行く姿勢が求められます。これを継続することは大変なことです。幸い消費者庁は先輩方からのアドバイスが得られやすい環境ですし、なにより政策の中で形になったときに得られる達成感は何事にも代えられないです。



**Q** Webサイトを通じて商品を購入するときに気を付けていることは？

**A** 販売元の住所や電話番号が怪しくないか確認するようにしています。また、支払画面をよく見て、注文個数等に誤りがないかチェックをしています。



**Q** 入庁前と入庁後のギャップはある？

**A** 漠然と忙しいイメージをもていましたが、実際には先輩や上司とも相談しながら、全休や時間休を活用して仕事とプライベートを両立できることが分かり、安心しました。



**Q** 実践したエシカル消費は？

**A** プラスチック削減のため、マイボトルやエコバッグの持参を習慣化し、使い捨て資材の使用削減に取り組んでいます。また、プラスチック製品を購入する際も、可能な限り生分解性やバイオマス由来の素材が含まれたものを選ぶようにしています。



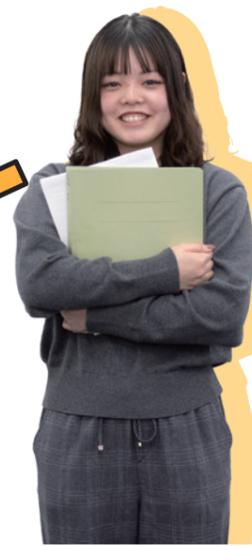
**Q** 食品ロス削減のために心掛けていることは？

**A** すぐに食べると決めているものは「てまえどり」を意識して、賞味期限・消費期限の近いものを選ぶようにしています。また、生鮮食品は積極的に冷凍保存に回し、極力捨てずに使い切れるようにしています。



**Q** 消費者庁を選んだ決め手は？

**A** 説明会の際に、消費者庁がHP等で注意喚起を行っていることを知り、自分自身もネット通販などで失敗したことがあり、事前に注意喚起を行っていることを把握し確認していれば防ぐことが出来たのではないかと思います。誰もが消費者となるため、消費者庁が行っていることをより多くの人に知ってもらい、消費者被害を減らしていくことに貢献したいと思い消費者庁を選びました。



**Q** 入庁前と入庁後のギャップはある？

**A** 新人のうちから幹部の方々とあまり関わらないことをイメージしていましたが、幹部レクに同席したり、懇親会などで御一緒させていただいたり、思っていたよりも距離が近いと感じています。



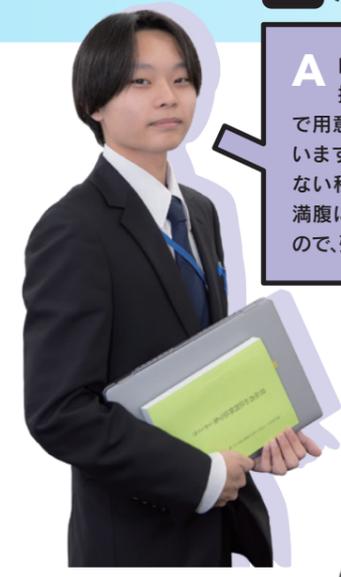
**Q** Webサイトを通じて商品を購入するときに気を付けていることは？

**A** 必ず「高評価の 口コミ」、「普通評価の 口コミ」、「低評価の 口コミ」を見るようにしています。これにより、ステルスマーケティングに引っかかりにくくなり、またその商品の悪いところはどこなのか、それは許容できるものかを考えることができ、無駄な消費行動が減ると感じています。



**Q** 食品ロス削減のために心掛けていることは？

**A** 自分の食べられる量を把握し、欲しくなったら追加で用意するという食べ方をしています。体感的に満腹にはならない程度用意してみると、案外満腹になることもあったりするので、残しにくくなります。



**Q** 入庁前と入庁後のギャップはある？

**A** 全国の県庁や消費生活センターとやり取りを行ったり出張などに同行させていただいたり入庁前と比べて仕事の規模の大きさに驚いています。



**Q** 消費者庁を選んだ決め手は？

**A** 消費者庁で開催された説明会に参加した際に、食物アレルギーに対する業務を行っているのと同じ、私自身アレルギーが多いので身近なところに働きかけることのできる業務に魅力を感じたためです。



**Q** 実践したエシカル消費は？

**A** 被災地で作られたスープや、障がいを持つ方の作ったバッグを購入しました。消費活動を通して応援したいという気持ちがきっかけでしたが、味やデザインの良さに惹かれ、今ではそんなことを忘れるほど気に入っています。ぜひリピートしたいです。



**Q** 食品ロス削減のために心掛けていることは？

**A** 買い物に行く前に冷蔵庫を確認し、食べ物を無駄にしないよう最低限買うようにしており、商品を取るときは賞味期限が近く割引されている商品を選ぶようにしています。



**Q** Webサイトを通じて商品を購入するときに気を付けていることは？

**A** サイズや質感等、商品の性質をよく確認すること。また、契約内容と自らの認識に齟齬がないかどうか、サイトをよく読んで確認するようにしています。



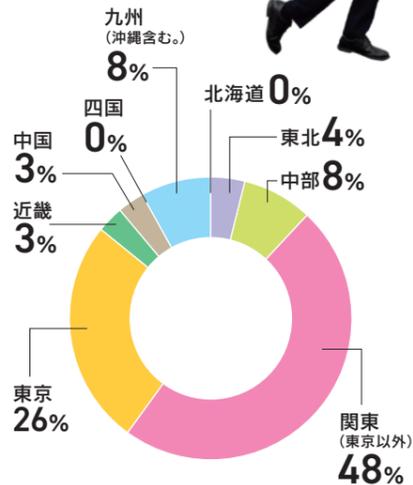
**Q** 消費者庁を選んだ決め手は？

**A** 大学での説明会、官庁訪問で「こんな方々と一緒に働きたいなあ」と思ったからです。入庁後も自身の信念や思いが強い方が多いと感じ、やりがいを感じています。

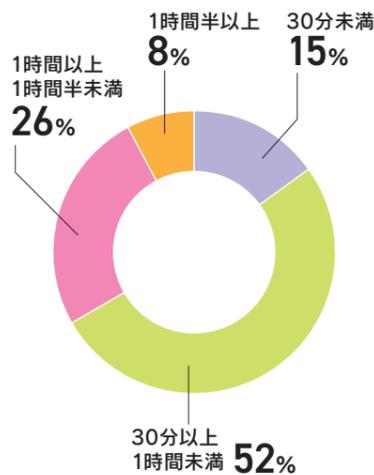


# プロパー職員に聞いてみました

## 出身地を教えてください。

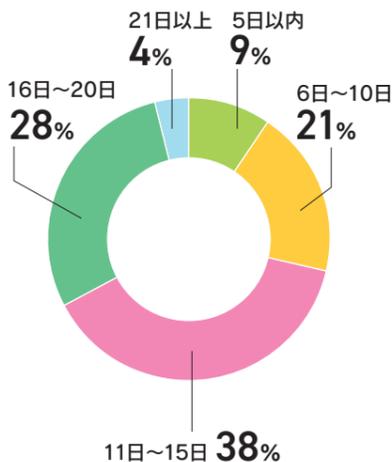


## 通勤時間を教えてください。



## 昨年の年休取得数を教えてください。

(新規採用職員は未回答)



## すばり、消費者庁の魅力は？

消費者から寄せられる年間約90万件の相談情報や法令に基づいて関係省庁や事業者から報告される情報を集約・分析し、制度作りや法執行、教育など様々な取り組みができる。テーマも食品から仮想通貨、宇宙旅行まで無限大。司令塔として他省庁に意見できる機能も。

消費者庁職員同士の距離が近く、何かあった時に周りに相談しやすいです。業務の幅が広いので、異動のたびに新鮮な気持ちで新たな業務に携われると感じます。業務内容が日々の生活に密接につながっているため、消費者行政の影響を身近に感じることができると思います。

人は誰も消費者であることから、あらゆる年代や立場の意見が求められる、多様な視点を政策に反映できる点だと思う。若くとも、意見や経験を聞かれることが多い。

## 仕事をすることに当たって心掛けていることはありますか？

ミクロ的には、上司が、自分にどのような働きぶりを求めているかを考えて行動すること、マクロ的には、社会がどのようなことを求めているかを考えて政策を考えること。

言われたことをこなすのではなく、必ずそれぞれの業務や依頼事項の目的を確認した上で、どのように対応するのが良いか、自分なりに考えて仕事をすることを心掛けています。

自分だけでなく、やり取りしている相手の業務時間も意識し、業務時間内に効率よく、最大限のパフォーマンスを心掛けています。

自分の業務だけでなく、係内の先輩方の業務にも関心を持ち、状況をしっかり把握するように努めています。そして、先輩の業務が立て込んでいるときには、少しでも力になれるよう模索し、役立てるように心掛けています。



## どのような人と一緒に働きたいですか？

「できない理由」ではなく「どうすればできるか」を考える人、できる/できないにかかわらず一生懸命に取り組む人と一緒に働きたいです。

困難に直面した際にも前向きな姿勢でいる人がいると、雰囲気明るくなるだけでなく、仕事上のコミュニケーションも取りやすくなるので、そのような人と一緒に仕事をしたいと思います。

人間関係におけるバランス感覚があり、誠実な人と一緒に働きたいです。

何事も自分事だと思って積極的に関わることができる人。自分の仕事はここまで、と線引きをせず進んで学んでいる人を見ると、自分ももっと勉強しないと、と思うことができます。

## 今までで一番やりがいを感じた業務や楽しかった業務はありますか？

不当寄附勧誘防止法の成立。消費者庁全体がワンチームになって、目まぐるしく変わる情勢のなか法案成立にこぎ着けたこと。

他省庁に危険な製品の法規制を求めてそれが実現されたこと。その省庁と協力してオンラインマーケットプレイスから危険な製品を削除する仕組みを構築したこと。

前の部署で庁内の業務改革を行う担当をしていますが、自分がこうしたいと思うことを自分なりに解決策を考えて実行でき、やりがいもあり楽しかったです。また、現職では直近で法改正対応も経験しており、法律の内容が変わるといふ国の業務のど真ん中を経験することができ、大変やりがいを感じました。

商品表示法の行政処分までの過程でしょうか。自分の足で証拠を積み上げていき、過去の審決や処分事例を踏まえて措置の種類を考え、事業者にも納得いただくよう説明を行い、措置・公表に至る。自分の裁量で出来る仕事が多く、世間的にも名の知れた企業に対して処分を行うのもあり、やりがいがあった記憶として残っています。

執行部門で立入検査をした業務が一番やりがいを感じました。立入検査は皆さんのイメージしやすいところと言うと、警察のいわゆる「ガサ入れ」と似たようなものです。当日は緊張もありますが、その結果、本当に悪質な商法を行っていたと認められた場合は、行政処分など被害拡大の防止を行うので、消費者の被害拡大防止に自分が一部でも寄与できるという達成感を得ることができました。



## 仕事が終わった後や休日は何をしていますか？

休日は子供と戯れたり、たまに高校の友人とテニスしたりしています。いつか子供がツイストサーブを打てる日がやってくることを願う日々です。

猫を飼っているので、お世話をさせていただき、仕事での疲れを癒していただいています。また、休日はゆっくり過ごしたり、猫を吸ったりしてリラックスした時間を確保しています。

旅行に出かけたり、最近始めた運動系の習い事のレッスンに通ったりして、リフレッシュしています。

庁内外の同期、先輩方と遊びに行くことが多いです。東京にはお店がたくさんあるので色々な場所を散策しています。

## 職場の雰囲気はどんな感じですか？

雰囲気は良いと思います！仕事に関して真面目に議論することもあれば、雑談で盛り上がりもしています。業務上の話にしても業務外の話にしても、話しかけやすい方々が多い環境です。

良い意味で大人な方が多い印象です。相手の話はちゃんと聞く、言うべきことは言う、調和を重んじるなど、人間として素晴らしい方々だなと感じながら普段生活しています。

分からないことも丁寧に優しく教えてくれる方が多く、声をかけやすい雰囲気がある。全体的にアットホームで安心して業務に取り組める職場。

自分が忙しくて手が回らない時には、他の班の人が代わりに対応してくれたり、逆に自分に余裕があって他の班の人が忙しそうであれば、自分が代わりにできることはやったりと、状況に応じて助け合うことができる環境にあります。



## 学生のうちにやっておいた方がいいことはありますか？(自分がやらなくて後悔したこと)

とにかく読書です。これまで働いてきた中で、周囲に「よく物を知っているなあ」と感じる方が多いのですが、大学時代の勉強不足がその一因だと思っており、ジャンル問わず本を読むべきだと考えています。

海外旅行に行くなど、時間が無いとなかなかできないことをやっておくことをおすすめします。「勉強しておいた方がいいことはありますか」と説明会等でよく聞かれますが、もしやるのであれば、Word・Excel・Powerpoint、統計(データ)分析など社会人の基礎スキルになるようなものをおすすめします。

「青春」を満喫していただきたい。友人グループで長期間の旅行をしたり、オールをしたり、恋愛したり(自分は出来なかった)

仕事は老若男女問わず、色々な人との関わりがあって成り立ちます。自分だったら、学生のうちに色々なアルバイトや人と接する機会を作って世界観を広げておけばよかったなと思っています。



消費を通して考える、  
日本と社会のこれから



室長  
田中 泰治  
TANAKA Yasuharu

私たちは皆、日常的に金銭を支払い商品やサービスを消費する、消費者です。消費者問題とは、私たちの生活に密着したものであり、特に専門的な知識がなくとも議論に参加しやすいため、国民的な関心が高いという特徴があります。消費者行政のやりがいは、このような私たちの身近な問題を取り扱い、自分の仕事の成果が暮らしの中に具体化されることにあります。消費者庁が行う意思決定は、全国津々浦々まで一律にその効果が及び、全ての消費者、すなわち、全ての日本国民の安心した消費行動の礎となるものです。

2009年の消費者庁設立から16年以上が経過しました。その間、デジタル化の進展や地方における人口減少・高齢化な

ど、経済社会情勢の変化に伴う新たな消費者問題の発生等により、消費者庁の所掌事務は拡大し続けています。日本の消費者行政の「舵取り役」として、消費者庁に期待される役割が大きいことの証左といえます。

消費者庁は組織です。組織とは人の集合体ですが、どんなに能力が高い個人でも、一人でできる仕事量には限界があり、自己完結できる仕事は基本的にはありません。役割分担の下、互いに補完し合い、仕事の成果として1+1を3にも4にも引き上げる。それが組織で仕事をすることです。求められるものは、粘り強く業務に取り組み、自己研さんに励むことはもちろん、独善的とならず、上司・同僚・部下に限らず他者を尊重し、他者

から学び、その学びを自らの成長の糧とする真摯な姿勢です。

公務を志す皆様であれば、日本は国としてどうあるべきか、日本人とはどうあるべきかといった国家観について、漠然と考えた経験がある方もいるのではないのでしょうか。消費者行政は、理想の消費者像と現実との乖離を埋めるために、様々な施策を講じていく仕事であると言えます。理想の消費者像を考える上では、少なからず、自己の国家観と向き合うこととなります。消費という行為を切り口として、日本人とはどうあるべきかについて日々考えながら、ルールメイクを行う。今後の人生をかけてみるに値する仕事ではないでしょうか。少しでも共感する方は、消費者庁の門を叩いてみてください。

採用案内

採用実績

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合職 (院卒者・大卒程度)	3(1)人	3(2)人	4(2)人	4(2)人	5(1)人
一般職 (大卒程度)	5(2)人	4(4)人	4(2)人	5(4)人	2(2)人
一般職 (高卒者)	3(2)人	4(3)人	4(3)人	5(2)人	4(3)人

※令和8年度の値は令和8年1月1日時点の採用内定者を表す。

( )内はうち女性数

勤務地

消費者庁本庁以外の勤務先(例)

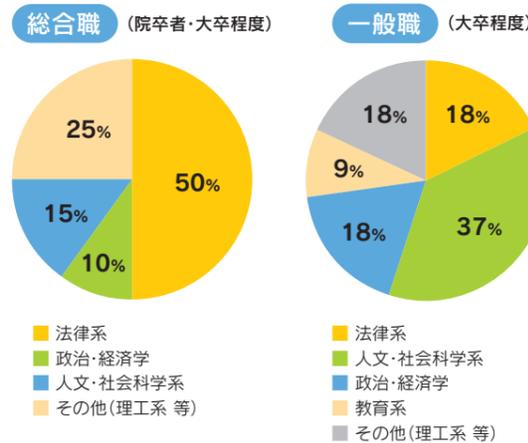
- [国内]
- 他省庁/内閣官房、内閣府、金融庁、公正取引委員会事務総局、デジタル庁、農林水産省 等
  - 地方自治体/埼玉県 等

- [海外]
- 国際機関/経済協力開発機構(OECD) 等

Q & A

理工系や教育系など法律・経済を学んでこなかった学生でも採用されますか？

直近5年間の新規採用者の出身学部(専攻)は以下のとおりです。



理工系や教育系の方の採用実績もあります。法律系に関しては、消費者行政の企画立案などに高度な法律の知識を要することから、法科大学院修了者を含めて多くの採用実績があります。

なお、官庁訪問に臨むに当たり、消費者行政の専門知識は必要ありません。採用はあくまでも「人物本位」です。消費者庁が担う幅広い分野の政策について旺盛な知識意欲を持って学ぶ姿勢、消費者から企業まで様々な方と対話できるコミュニケーション能力とバランス感覚などを評価しています。「ありのままの自分」をあなた自身の言葉で語ってもらえればよいのです。

業務において英語力は必要となりますか？

現在、電子商取引や国境をまたぐ越境取引の分野などで国際型とでもいべき消費者問題が顕在化しており、そのような問題への対応に際しては、英語力が要求されることがあります。官庁訪問時に、英語力によって足切りを設けることはありませんが、英語力向上に向けた意欲は常日頃より持っていてほしいと考えています。

配属の希望はありますか？

毎年人事担当との面談などを通じて、本人の希望・能力・適性を総合的に配慮しながら配属先を決定します。総合職・一般職で業務に大きな違いはありませんが、総合職は消費者行政を俯瞰した政策立案を行えるよう、バランスのある経験を重ねていき、一般職は専門的知見を習得し、特定分野の専門家として、より現場に近接して消費者行政の推進、消費者庁の運営に寄与していただけるような配置にしています。

異動の頻度や転勤の有無を教えてください。

異動の頻度は基本的に2年程度です。また、転勤について、消費者庁には徳島県に新未来創造戦略本部というオフィスがあるので徳島県への赴任はありますが、消費者庁は他省庁と違い出先機関がないため、主に霞が関での勤務となります。

どのような人材が求められていますか？

職階別に求められる能力は異なりますが、係員としては例えば「良好な人間関係を構築できるか。」「上司の指導を受け止め、改善させていくことができるか。」「自ら業務を取りに行く積極性を有しているか。」等という能力を求めています。

業務説明会や官庁訪問等に関する最新の情報は、消費者庁ホームページ採用特設サイトにて随時御案内します。

